

令和4(2022)年4月から18歳で契約ができるようになります

本人の意思で



消費者教育推進大使
もずやん

高校2年生
ユウキ
17歳

え！ RAKUDAの財布
限定モデル、15万円が
5万円になってる！

そろそろ
新しい財布
欲しいなあ

限定3つだって
欲しいなあ
モデルのあみちゃん
と
いっしょの財布！

お母さん
お母さんの
ケチ

お母さん
RAKUDAの
財布買ってー
5万円なの

限定3つ
なんだよー

5万円なんて
高すぎ！
ダメよ

早く届か
ないかなー
待ち遠しいなー

ほちっ

商品名：RAKUDA財布
価格：50,000円(税込・送料込)
総額：50,000円
支払方法：銀行振込
銀行〇〇支店〇〇〇〇〇〇
販売：〇〇株式会社
090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

購入する

消費生活センター

しばらくして……

やはり事業者と連絡が取れませんでした

事業者に連絡がつかなかったら返金を求めるのは難しいんですね

今回、ユウキさんがお財布を購入したサイトは二重モノを販売しているサイトのようにトラブルにも同じようにトラブルになっている方もいます

偽サイトは正規サイトとそっくりに見えるよう、巧妙に作られています。今後は細かいところまでよく確認してから買物してくださいね

インターネット通販のトラブル防止ポイント

- ①インターネット通販で購入する前に確認しましょう
 - 極端に値引きされていないか
 - サイトの日本語表現や字体などが不自然でないか
 - 電話番号がつながり、住所が番地まで記載されているか
 - 支払い方法が銀行振込みのみ、または個人名義の口座ではないか
- ②通信販売は、クーリング・オフできません
 - ウェブサイト上に表示されている返品可否と、返品可能な場合の条件(返品特約)をよく確認
 - 返品特約が書かれていない場合は、商品が届いてから8日以内は、送料を消費者が負担することで返品が可能
- ③詐欺・模倣品サイトを完全に見分けることは非常に困難です。少しでも不安を感じた場合は、購入をやめましょう

消費者が誤認するような偽サイトの場合は、消費者契約法により取消しができる場合があります

インターネット通販で、気をつけるポイントを教えてください

気をつけるポイントはここだよ

こんなサイトもチェックしてね

困ったことがあれば消費生活センターに相談

大阪府消費生活センター
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3F
TEL 06-6616-0888

消費者ホットライン………**188番**(局番なし)
お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します

12 つくる責任 つかう責任

大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任 つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

模造品の海外インターネット通販に関する相談

(独)国民生活センター
越境消費者センター

悪質な海外サイト
一覧(消費者庁)

後日

ちょっと待って!!

それ、怪しいサイトかも一緒に調べよう

まじで!! 教えて!!

偽サイトやったなー ありがとう

被害にあわなくてよかったね!



消費生活センター

ネットでお財布買ったんですけどニセモノっぽくてクリーニング・オフしたいです

インターネット通販はクリーニング・オフできません 事業者の返品特約に従うこととなります

正規販売店とそっくりなニセモノのサイトもあります

翌日

相談にのってもらいます

消費生活センターに相談するわよ!

はい

クリーニング・オフとは

- 契約の申込みや契約の締結をした後でも、一定の期間は無条件で契約をなかつたこと(解除)にできる制度
- 通信販売は、クリーニング・オフできません
- ハガキ等の書面で販売会社の代表者宛て※1に通知する。送る前に保管用にハガキの両面をコピーし、「特定記録郵便」や「簡易書留」など発信の記録が残る方法で送る

※1「株式会社〇〇〇〇 代表者様」でよい

未成年者の契約について

未成年者が契約をする場合は法定代理人※2の同意が必要

- 法定代理人の同意を得ずにした契約は、取り消すことができる
- 契約を取り消すと、受け取った商品は事業者へ返品し、支払った代金は返金される

ただし、お小遣いの範囲での契約や、「成人している」「保護者の同意を得ている」などと事業者に積極的に嘘をついた場合は、未成年者契約の取消しができないことがある

※2 法定代理人…親権者または未成年後見人



ユウキさんが法定代理人※2の同意なく契約した場合、事業者の住所がわかれば未成年者契約の取消しができる可能性があります

令和4(2022)年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます

成年になると保護者の同意なしで契約などができるようになるので、より注意が必要です

注意

来年の4月から成年年齢が18歳になります

高校生でも成年になるので責任を持った行動をしてください



事業者と連絡が取れないか調べてみますね

高校生で成年になるから、もう未成年者契約の取消しができるなくなるんだ

ユウキは来年で成年になるのね

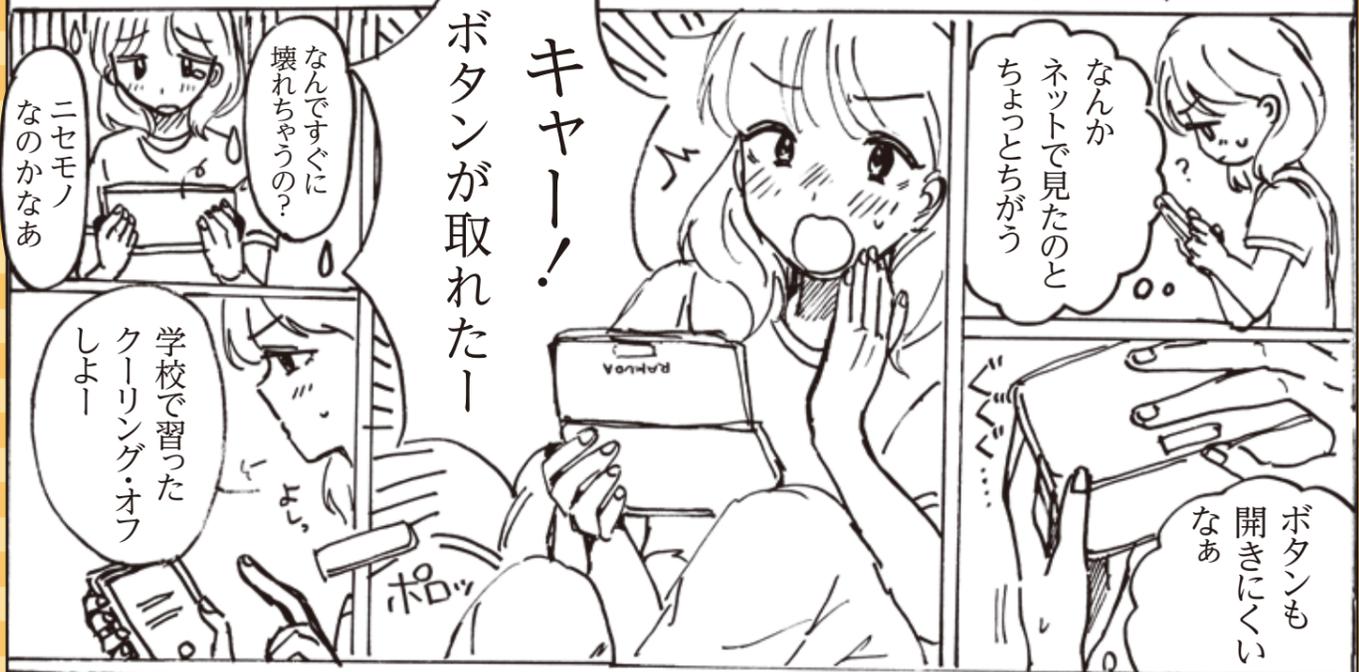


数日後

きたきたー! 楽しみー!

めっちゃかわいい

おー



なんかネットで見たのとちょっとちがう

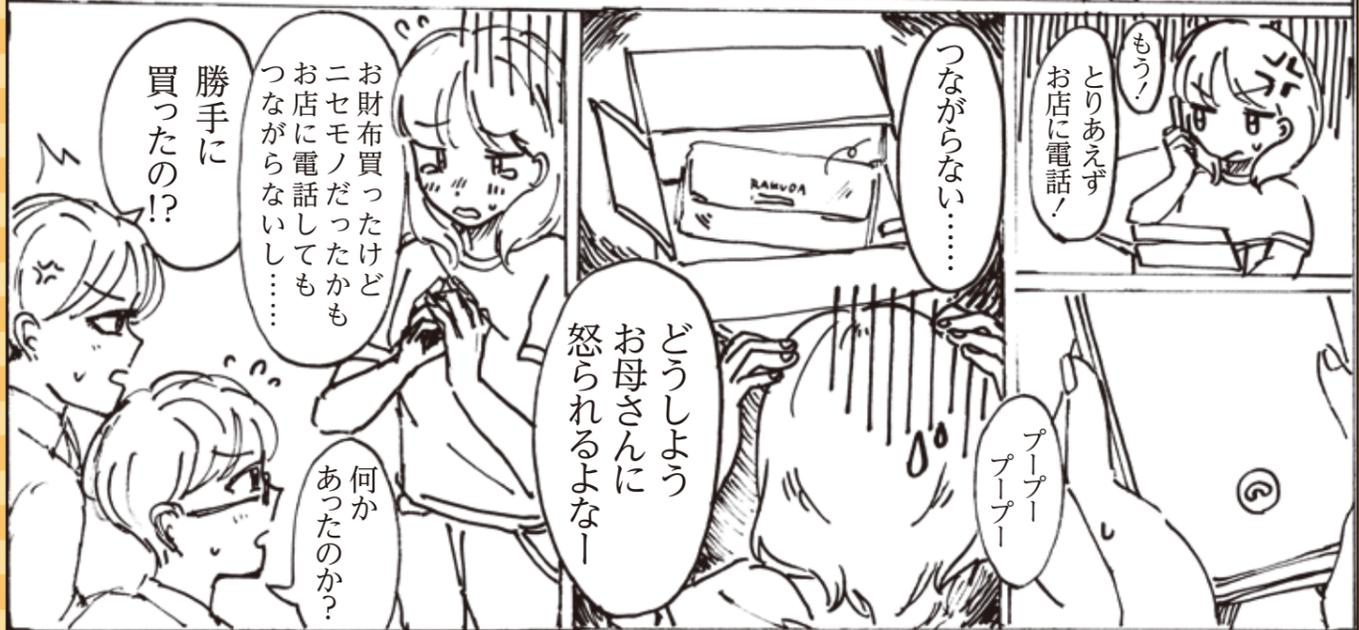
ボタンが取れたー! キヤー!

なんですぐに壊れちゃうの?

ニセモノなのかなあ

学校で習ったクリーニング・オフしよー

ボタンも開きにくいなあ



とりあえずお店に電話!

つながらない……

どうしようお母さんに怒られるよなー

お財布買ったけどニセモノだったかもお店に電話してもつながらないし……

勝手に買ったの!?

何かあったのか?

プーッー